

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 定義

一 「素材生産販売事業者」とは、自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業を行う者をいうものとする。

二 「木材関連事業者」の定義から消費者に対する販売を除く規定を削り、木材関連事業者に小売事業者を追加するとともに一の新設に伴う規定の整理を行うこと。
(第二条関係)

第二 基本方針の見直し

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針に定める事項に第三の二の(二)の合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項を加えること。
(第三条関係)

第三 木材関連事業者による合法性の確認等の実施等の創設

一 木材関連事業者による合法性の確認等

(一) 木材関連事業者は、その事業として国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者からの木材等の譲受け又は譲渡しの受託等をするときは、当該木材等に係る原材料情報の収集又は整理をし、当

該原材料情報を踏まえ、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）をしなければならないものとする。

(二) (一)の「原材料情報」とは、木材等の原材料である樹木について当該樹木の樹種及び当該樹木が伐採された地域並びに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項に規定する届出書の写し若しくは原産国の政府機関により発行された当該樹木が樹木の伐採に係る当該原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書の写し又はこれらの写しに代わる当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報として政令で定める情報をいうものとする。

二 木材関連事業者による記録の作成及び保存

(一) 一の(一)により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者は、当該原材料情報に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から一定期間保存しなければならないものとする。

(二) 一の(一)により合法性の確認をした木材関連事業者は、当該合法性の確認をした木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるか否かの別及びその理由に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から一定期間保存しなければならない。

ばならないものとする。

三 木材関連事業者による情報の伝達

一の(一)により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者は、当該原材料情報の収集又は整理をした木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、二の(一)に係る情報及び当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を、当該他の木材関連事業者に伝達しなければならないものとする。

四 素材生産販売事業者による情報の提供

素材生産販売事業者は、木材関連事業者に対して素材の譲渡し又は譲渡しの委託をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、当該木材関連事業者がする合法性の確認に資する情報を提供しなければならないものとする。

五 指導及び助言

(一) 主務大臣は、木材関連事業者に対し、一の(一)による原材料情報の収集若しくは整理、二の(一)による記録の作成及び保存又は三による情報の伝達の実施に関し必要があると認めるときは、必要な指導及

び助言をすることができるとすること。

(二) 主務大臣は、素材生産販売事業者に対し、四による情報の提供の実施に関し必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができるとすること。

六 勧告及び命令

(一) 主務大臣は、一の(一)(原材料情報の収集又は整理に係る部分に限る。)、二の(一)又は三に違反している木材関連事業者に対し、五の(一)の指導又は助言をした場合において、その者がなおこれらに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、これらの違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとすること。

(二) 主務大臣は、四に違反している素材生産販売事業者に対し、五の(二)の指導又は助言をした場合において、その者がなおこれに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、この違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとすること。

(三) 主務大臣は、(一)又は(二)の勧告を受けた木材関連事業者又は素材生産販売事業者がその勧告に従わな

かつたときは、その旨を公表することができるものとともに、公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとすること。

七 合法性確認木材等の量の報告

木材関連事業者（一の（一）の譲受け又は譲渡しの受託等に係る木材等の総量又は価額の総額が一定基準以上である木材関連事業者に限る。）は、毎年一回、当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告しなければならないものとする。 （第六条から第十二条まで関係）

第四 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項の見直し

木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（第三の一から三までに掲げる措置（第五の一の（一）において「合法性の確認等」という。）を除く。以下同じ。）に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項として合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に関する事項、木材等の譲受け及び木材等の譲渡しをする場合（第三の三により情報を伝達する場合を除く。）における情報の保存及び情報の伝達に関する事項等に係る規定の整理

を行うこと。

(第十三条関係)

第五 雑則

一 報告及び立入検査

(一) 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者に対し、合法性の確認等の実施状況又は合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況に関し報告徴収及び立入検査を行うことができるものとする。

(二) 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、素材生産販売事業者に対し、第三の四の情報の提供の実施状況に関し報告徴収及び立入検査を行うことができるものとする。

二 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができるものとする。

三 主務大臣及び主務省令に係る規定の整備を行うこと。
(第四十条から第四十二条まで関係)

第六 罰則

罰則規定について所要の整備を行うこと。

(第四十四条から第四十九条まで関係)

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。

(附則第二条及び第三条関係)

三 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第四条関係)

四 この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うこと。

(附則第五条関係)